

# 福島県立ふたば未来学園高等学校Ⅱ期校舎厨房機器移設・再設置業務仕様書

## 1 業務の名称

福島県立ふたば未来学園高等学校Ⅱ期校舎厨房機器移設・再設置業務 一式

## 2 業務の概要・目的

福島県立ふたば未来学園高等学校（以下「学校」という。）の校舎新築工事に伴い、現校舎・寄宿舎から新校舎・寄宿舎への厨房機器の移設・設置据付等を円滑に実施することを目的とする。

なお、業務の遂行に当たっては、業務の意図及び目的を十分に理解したうえで、業務に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を上げなければならない。

## 3 履行場所

移設元及び移設先は次のとおりとする。

### (1) 移設元

#### ・本校舎

福島県双葉郡広野町大字下浅見川字築地 12

#### ・本校寄宿舎（立志寮）

福島県双葉郡広野町大字下北迫字岩作 67-1

### (2) 移設先

#### ・新校舎

福島県双葉郡広野町中央台 1 丁目地内

#### ・新寄宿舎

福島県双葉郡広野町大字下浅見川字広長地内

## 4 委託期間

契約締結の日から平成 31 年 3 月 29 日（金）まで

移設先の新校舎及び新寄宿舎は現在新築工事中であり、工期末が平成 31 年 3 月 20 日（水）となっているため、移設先への移設厨房機器搬入は、平成 31 年 3 月 20 日（水）以降を原則とする。ただし、設置据付に時間を要するなどの場合、平成 31 年 3 月 20 日（水）以前に移設先への搬入が必要な場合には、委託者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）が別途協議することとする。

## 5 業務内容

### (1) 移設厨房機器

乙は甲の指示に従い、別紙 1「現校舎厨房機器一覧」及び別紙 2「現寄宿舎厨房機器一覧」に記載されている厨房機器について、3の移設元から移設先まで、別紙 3「新校舎厨房機器配置図」及び別紙 4「新寄宿舎厨房機器配置図」のとおり機器取り外し、移設、再接続、据付設置を行うこと。

### (2) 現場確認

乙は、業務実施に当たり、甲の立会いのもと、事前に現場確認を行うことができるものとする。

### (3) 養生

#### ア 養生の場所

乙は、搬出入の対象となる全ての建物の搬出入口、廊下、壁等、必要と思われる通路部分等となる場所で、損傷の恐れがある場所に養生を施すこととする。

ただし、やむを得ない理由により養生ができない場所については、甲と協議のうえ、業務を実施するものとする。

イ 養生の撤去・原状回復

乙は、業務が終了した部分の養生の撤去について、甲の指示に従い速やかに実施するものとする。なお、養生の撤去後は、建物の損傷や汚れ等の有無等について、甲の確認を受けるものとし、養生を実施した部分に損傷又は汚れ等が認められた場合は、乙は、甲の指示に基づき、乙の負担により、原状回復を図るものとする。

(4) 移設作業の準備

ア 作業工程、移設レイアウトの確認

乙は、移設厨房機器の移設準備、運送順序、設置場所の確認及び設置・据付等の実施に関して、甲と打合せのうえで決定し実施すること。

イ 新規購入厨房機器の納入業者等との調整

乙は、移設厨房機器の搬入と甲が別途購入する厨房機器等の納入や設置等が円滑に行われるよう、甲と連絡を密にして工程管理を行うものとする。

ウ 事前説明の実施

乙は、甲に対し、移設準備に関する詳細と留意事項を説明するものとする。

(5) 移設作業の実施

ア 作業実施上の留意事項

乙は、作業の実施に当たっては、次の(a)から(c)に留意して行うものとする。

(a) 梱包・運搬

移設厨房機器は、それぞれの特性、規格、用途に応じ、最も適した方法で梱包・運搬等を行い、作業中の損傷、破損等が無いように十分配慮すること。

(b) 法令遵守・安全確保

法の定める資格を要する作業については、有資格者を確保して実施するとともに、法令の規定を遵守し、作業時の安全を確保すること。

(c) 学校運営への影響の最小化

学校行事や入試、授業等の学校運営の支障にならないよう、移設作業の準備、移設厨房機器の運搬作業や運搬順序、設置場所等について、十分に甲と協議・調整しながら作業を行うこと。

イ 移設厨房機器の取扱い

乙は、移設厨房機器について、ガス・電気・給排水等取り外し、梱包、運搬・開梱、設置、接続、調整・性能試験等の各作業を次の(a)から(e)に定める事項に留意し、実施するものとする。

(a) 事前点検

厨房機器の移設を行う前に、甲の職員が立会いのうえ、機器の性能・状態等を甲乙両者で確認を行ったうえで、機器取り外し等を実施すること。

(b) 梱包・運搬

乙は、移設厨房機器の保護のため、必要な梱包、揺れ止めの固定等を施し運搬すること。

(c) 設置・据付

乙は、甲により指定された場所へ運搬後、甲の指定する場所に機器を設置し、電気・ガス・給排水等接続・据付を行うこと

(d) 事後点検・調整

乙は、機器設置後、甲の職員が立会いのうえ、性能試験を行い、甲の確認を受けること。

(e) その他留意事項

上記の作業については、当該機器を専門とする技術者等、作業に熟練した者が行うこと。また、作業に当たっては甲と十分協議し、その指示に従うこと。

ウ 付帯設備からの機器取り外し（移設元）

乙は、移設厨房機器へ接続している付帯設備（電気・ガス・給排水等）からの取り外し

については(a)から(b)のとおり実施するものとする。

(a) 作業計画

付帯設備からの取り外しに先立ち、停電・断水・機器の使用不能等、学校運営に支障が生じると見込まれる作業については、乙は、甲と作業手順、方法、日程等について十分に打合わせを行ったうえ、作業計画を立て実施すること。

(b) 上記以外の固定物・配管等

甲と十分に協議し、その指示に従うこと。

エ 付帯設備への接続（移設先）

乙は、付帯設備の取り付けが必要な機器への接続について、甲と協議のうえ、次の(a)から(e)のとおり実施する。

(a) 作業計画

付帯設備への接続に先立ち、停電・断水・機器の使用不能等、学校運営に支障が生じると見込まれる作業については、乙は、甲と作業手順、方法、日程等について十分に打合わせを行ったうえ、作業計画を立て実施すること。

(b) 電気・ガス・給排水設備等接続

二次側の電気・ガス・給排水設備接続・配線を行うこと。

(c) 機器設置据付に係る留意事項

① 乙は、必要に応じて甲の指示に従い、転倒防止措置等を行う。

② 乙は、移設作業前にユーティリティの確認を行い、不備がある場合は、事前に十分打合わせを行い、甲と協議すること。

(d) 報告

乙は、各種作業の実施に当たっては、事前に当日の作業に従事する人員、車両数、作業手順、作業計画からの変更事項の有無等について甲に報告すること。

また、作業の内容や移設厨房機器に不測の事態及び事故等が発生した場合は、速やかにその内容を報告し、甲の指示を受けて解決を図るとともに、その経過を報告すること。

(e) 梱包資材の提供及び回収、撤去

① 梱包に使用する資材（段ボール、紙テープ、養生テープ等）は機器類の特徴に合わせて、大きさ、強さ等を選定すること。

② 梱包資材については、廃棄物の発生の抑制に努めること。

③ 梱包資材の回収・撤去は、開梱が終了した後速やかに行い、残置しないこと。

オ 廃棄物品の取り扱い

乙は移設に伴い廃棄物品が発生した場合は、甲が構内に指定する廃棄物品置き場まで搬出するものとする。また、作業中に発生する梱包資材、養生資材等の不要品については、現場に残すことなく速やかに回収し、乙が処分するものとする。

カ 移設関係場所の清掃

乙は、搬出が完了したときは、搬出に伴い汚れ等が生じた場所の床面等を清掃するとともに、損傷、汚損等の有無を確認し、損傷、汚損等があった場合は甲に報告し、指示に従い措置すること。

キ その他

移設に際し、当初想定しなかった事案が発生した場合には、甲と乙が協議のうえ、乙は可能な範囲で誠実に対応すること。

## 6 作業計画書等

乙は、業務実施に当たり、次の書類を甲が別途指定する日までに提出し、承認を受けることとする（様式は任意とする。）。

(1) 委託業務着手届

(2) 作業計画書

作業計画書は次のア～ウの書類とする。

ア 業務工程表及び作業時間予定表

イ 業務体制表

ウ その他甲が指示する必要な書類

## 7 作業日時

- (1) 乙が行う作業は、原則として土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までに実施するものとする。
- (2) (1)の日時以外に作業上の必要が生じた場合、乙は甲の承認を得て作業を行うものとする。

## 8 安全確保

乙は、業務の実施に当たっては、関係法令を遵守し、第三者のほか、甲の担当者、その他関係者の安全確保に万全を期すとともに、事故防止に努めること。

## 9 事故の防止及び補償

乙は、業務中において乙の責めに帰すべき理由により、次に掲げる(1)から(6)の人身事故、物損事故、業務対象物品の破損・遺失等の事故が発生した場合、その損害の補償等を乙の責任において行うものとする。

- (1) 第三者、甲の担当者その他関係者及び乙の従業員の人身事故
- (2) 作業車両等による全ての人身事故
- (3) 移設元及び移設先の敷地内の縁石、植栽、建物、構造物とそれに付随する設備に対する物損事故
- (4) 移設物品に対する事故（機器類の性能の原状回復ができない場合を含む）
- (5) 甲が別途購入し、搬入場所に設置した新規購入物品に対する物損事故
- (6) その他本業務の乙の責めに帰すべき事由による事故

## 10 保険

乙は、業務に起因する業務対象物品の破損、汚れ、紛失、または建物等の損壊等の事故に対応する請負業者賠償責任保険、受託者賠償責任保険、建設工事保険等に必ず加入すること。

## 11 遵守事項

乙は、業務の実施に当たり次の(1)から(4)の事項を遵守する。

- (1) 乙は、業務の従事者をあらかじめ甲に届けること。また、従事者に氏名札、腕章等を着用させ当該者が本業務の従事者であることを明らかにすること。
- (2) 本業務に関係のない場所にみだりに立ち入らないこと。
- (3) 火気、危険物の持ち込み等がある場合は、事前に甲の承諾を得ること。
- (4) 業務に際しては、近隣住民に迷惑をかけないよう最大限配慮すること。

## 12 完了報告

- (1) 乙は、本業務が完了したときは、業務完了報告書を提出し、甲の検査を受けること。
- (2) 業務完了報告書には、次の書類を添付すること。

ア 移設作業前後の作業状況を撮影した写真

写真について、資料が膨大になる場合は、抜粋して印刷したものを報告書に添付し、デジタルデータ（DVD等）による提出を認めるものとする。

イ その他甲が指示する必要な書類

## 13 その他

本仕様書に定めのない事項については、作業を円滑に実施するため、その都度、甲と乙が協議してこれを定めるものとする。